

国益論から見た日本の捕鯨政策

中曽根内閣による政策仕分けの試みと挫折

森川 純 酪農学園大学教授・アデレード大学客員研究員/JWCS 理事

はじめに

前号では、東日本大震災と津波と福島原発事故直後の2011年4月から4カ月わたって水産庁内の特別会議室で展開された「鯨類捕獲調査に関する検討委員会」の活動及び7月末に出された中間取りまとめに対する内容分析を行なった。それを通じて以下の事柄を提示した。

- ① 7人の有識者からなる同検討委員会の「取りまとめ」が2011年10月4日の鹿野農林水産大臣による南極海での調査捕鯨継続表明と調査捕鯨船団の出港にお墨付きを与える役割を演じたこと。
- ② またその背後には、民主党内の捕鯨対策議員協議会による調査捕鯨継続への強い意思があったこと。
- ③ したがって、「鯨類捕獲調査に関する検討委員会」の中間取りまとめは、“やらせ”のそれと言わざるを得ない内実を持っていたこと。
- ④ 3/11後の状況下、高い優先順位で実施すべき政治課題が山積、その過程で与党民主党内や国会において政策仕分けが語られ、試行されるにもかか

わらず捕鯨政策は、事業仕分けの前提たる包括的なレビューの対象ともされなかったこと。

結局、日本政府は、まるで最初から結論ありきのように調査捕鯨船団を水産庁の漁業監視船とともに粛々と出港させるのである。

ちなみに本稿では、ミスリーディングな“商業捕鯨の再開”ではなく“遠洋での大規模商業捕鯨の推進”という言葉で日本政府の捕鯨政策を記す。そのわけは、第一に、1987年以降も日本では、沿岸での小型鯨類を対象とした小規模商業捕鯨、またイルカを対象とした大規模商業捕鯨が継続されていること、さらに遠洋での大規模な母船式商業捕鯨も「調査捕鯨」という名目で着々と拡大・強化されてきたからである。第二に、商業捕鯨の再開を求める！という言葉、主張を国民一般が聞きし時、日本は外国の圧力によって商業捕鯨を中止させられている、それは不当ではないか、といった被害者感情や民族主義的な反発を導き出す世論誘導的側面があるからである。

2012年の幕開け早々、調査捕鯨船団と反捕鯨団体であるシー・シェパード（S・S）との攻防が開始。繰り返される南極海での対決劇は、友好関係にある米国、英国、オーストラリア、ニュージーランド等の政府、世論、NGOなども巻き込んだ政治・外交的に難しい状況を日本政府と国民に対して与えてきている。

ただ今年の場合は、調査捕鯨船団に漁業監視船を随伴させS・Sの妨害活動を断固排除する、といった強い国家意思が内外に投射されたオペレーションである。

だがこの勇ましい対決政策が日本にもたらすこととなる政治・外交的な影響とそれへの新たな対応策については、首相官邸や水産庁や外務省はなぜか沈黙したままである。

日本政府の“一方的行動主義”が仮に成功、例えば一環境テロリスト団体と見なすS・Sの妨害を排除しての調査捕鯨の完遂、次回以降の調査捕鯨の継続に道筋を付けることで将来の商業捕鯨の再開に向けた環境整備、さらに数千トンの鯨

肉の確保を収めたとしても払うべき政治的・外交的リスクと代償はむしろ大きなものとなる。

例えば、外交的には世界第3位の経済大国にとって死活的でも重要でもない遠洋での商業捕鯨の維持と再拡大に固執する日本政府当局者の判断力と信頼性に対する米、英、独、オーストラリア、ニュージーランドなどの同盟国、友好国からの大きな懐疑があろう。

また国際社会一般におけるニッポンや日本人一般のイメージや威信に対する否定的な影響も過小評価出来ない。

日本政府や水産庁当局者は、捕鯨と鯨食に対する認識と対応は、オールジャパン的なものである、として IWC 会議などで一方的に主張してきている。それは、当然、日本の捕鯨政策が国民的な合意に支えられている旨の印象、理解を国際社会一般に与える効果を持つ。

そうした状況では、例えば、国際的な反捕鯨勢力による日本政府批判は、日本人一般に対しても及ばざるを得ない。

その結果、時に日本人自体が困惑させられる状況が生じている。

「多様性の統一体」としての日本、という姿は捕鯨問題に対する人々の関心、認識、対応にも見られる。にもかかわらず“金太郎あめ”のように日本と日本人一般を同質的に描いてもかまわない、とする水産庁当局者の姿勢自体に大きな問題がある。そうした姿勢は以下のように

に説明できよう。

捕鯨推進というドラマの脚本家、舞台監督、主演、スポンサー役を演じるのは水産庁自身とその協力者である。観客席からおとなしくドラマを眺めさせられ、時に拍手させられているのが国民一般である。手が込んでいるのは、観客席にも水産庁一座に近い記者や批評家がいて劇場外にドラマのストーリーの確かさを伝えたり、甘口の評価を与えたりして広報宣伝に役買うのである。

最大の代償とは、国民不在の捕鯨政策が何等のチェックを受けることなく 1987 年末以来、継続されていることである。そうした不健康な状況から産み出された政策が国益となり得るのであろうか。

以下に提示するように過去 25 年程の日本の捕鯨政策を特色づけるのは、民族主義的で非妥協的な姿勢と対応である。その根拠とされたのは、捕鯨や鯨食こそ国家、民族の伝統文化、プライドがかかわった問題、つまり国益が絡む問題というものである。

であるならば改めて捕鯨問題と国益との関係について再検証する必要がある。だがそうした作業と国民一般が納得出来る説明は、捕鯨族議員、水産官僚、官製 NGO、そして彼らに同調するジャーナリスト、学者から成る「捕鯨村」からはなされていない。

民主主義国家が追求する国益（National Interest）とは何であろうか。日本では、国益

とは、漠然と国家の利益として主張されまた理解される傾向が強い。例えば、

- ①国家安全保障の確保、
- ②経済発展の実現、
- ③国際社会における威信とイメージの増進 など。

だが民主主義国家における国益の規定に当たっては主権者、納税者である国民一般の意向や利益やニーズ、つまり民益が重視され内在化される必要がある。

例えば上記した国益とされるものは、

- ①では、人々の安全保障、
 - ②では生活の質、
 - ③では自由、平等、社会的公正さ、人間の尊厳
- といった民主主義的価値が反映されることが求められよう。

さらに相互依存関係が進み、平和、開発、人権、環境などの地球的問題群への建設的関与が国際関係において重要となる一方で、一国家の問題解決能力の限界が明らかとなる。換言すれば、国家と国民の利益は、国際共通利益の増進に貢献することによって実現されるという関係性が広く認められつつある。

しかし現代日本の国益に関わるとされる政策形成、決定、実施、評価といった一連の過程における主導権は、（その土台となる現状認識とその共有とともに）、政界、官界、財界（業界）を横断する少数の統治エリート集団にあり国民一般にはない。

主導権には以下の側面が含

まれよう。何を、誰が、なぜ国益に関わる問題と規定するのか、次にそれらの国益に関わるとされる問題群相互の関係をどう捉え、調整するのか、また国益とされた事柄をどのように実現し評価するのか。さらに国内外の客観的条件の変動によって最早、国益と直結しなくなった問題や分野の見直しをどうするのか等である。

それでは、日本の捕鯨政策と国益との関係に焦点をおいて検討を試みる。だが紙数の制約もあり本稿では、戦後の時代

(A) 1946 年～1970 年代前半、

(B) 1970 年代後半～1987 年に焦点をおいて考察する。この検討によってとくに(B)期での政治展開が(C)期の 1987 年から現在 の捕鯨政策を大きく規定してきていることを提起したい。

(A)期は、1946 年の沿岸、近海、遠洋での日本の大規模商業捕鯨の同時並行的な再開と 1960 年代初頭に見る発展のピークの後、次第に衰退する時期として特色づけられる。

この時期、とくに敗戦直後から高度経済成長時代初期にかけての約 20 年間、の捕鯨政策は、「国策」として強力に推進される。

そのわけは、戦後の食糧難、とくにタンパク質不足、に直面していた国民一般に対して安価で大量の鯨肉を日本全国レベルで日常的に提供したから

である。その象徴は、児童の体位向上を目的とした学校給食への鯨肉メニューの導入であった。日本全国の学校で日常のかつ 20 年前後にわたって提供された鯨肉メニューは、その利益にあずかった国民、とくに団塊の世代とその親たちにとって共通の強い記憶として刻まれるのであった。

“日本の捕鯨の最盛期であった1962年、年間約22万トンの鯨肉が市場に売り出された。”

(朝日新聞 2005年6月21日版)

また大規模商業捕鯨は、戦後復興期の深刻なモノ不足において加工食品、石鯨、化粧品、薬品、潤滑油などの生産と流通・消費の両面でも寄与する。さらに鯨油は、再建直後の捕鯨会社、業界にとってはいま一つの大きな収入源、また日本政府にとっても貴重な外貨稼得源として貢献する。したがって各界各層の意向とニーズに応える当時の捕鯨推進政策に対しては広い理解と支持が寄せられる。

ちなみに水産庁は、1948年に農林省の外局として設置された。それは、戦後の深刻な食糧難と GHQ の積極的な支持を背景に沿岸、近海、遠洋捕鯨が同時並行的に華々しく再開された時代であった。

したがって水産官僚の間では、捕鯨政策＝国策＝国益という認識なりイメージ、また国策の形成と実施を担っているという強い自負心が彼らのその後の思考・行動様式に影響を及ぼしてきている可能性が高い。

なお水産庁に期待されたおもな役割は、

- ①水産業の再建と発展、
- ②国内経済・社会に対する水産資源の安定供給、
- ③水産資源の確保、
- ④漁場（とくに遠洋）の開拓、確保にあった。

この観点から言っても当時の大規模商業捕鯨推進政策は、国益に合致していたと判断される。

さらに日本の捕鯨推進政策は、戦前から続く商業捕鯨容認的な当時の国際思潮によっても支えられていた。

とは言え(A)期の後半からは、国内のみならず国際的にも潮目が代わり始める。後者で言えば、1972 年のストックホルムでの国連人間環境会議以降、南極海での大規模商業捕鯨による大型鯨類の数的激減に対する国際的な関心が浮上し、規制を求める動きが次第に強くなるからである。

(B)期は、1970 年代半ばから 1980 年代半ばまでの時期であり捕鯨推進勢力にとっては、言わば“危機の時代”として特徴づけられる。

この時期は、日本の捕鯨推進政策がそれを支える客体的基盤の空洞化と主体的要因、とくに 1982 年に登場した中曽根内閣のリアリズムと政治主導によって政策見直しの対象とされる。

客体的基盤の空洞化には、以下が指摘されよう。

・近海、遠洋での大規模商業捕鯨による乱獲とそれによる資

源激減。

・日本国内での鯨肉需要の急激な落ち込み。

なお鯨肉消費の激減は、容易に予想された事柄であった。なぜなら大多数の国民にとって鯨食は、歴史的にも社会的にも文化的にも縁遠い実態があったからである。

国民一般は、敗戦後の厳しい経済・社会状況の中で鯨肉を日常的に消費するが、それはあくまでも安価な代用肉でしかなかった。したがって戦後復興と高度経済成長を背景に国民の所得水準が向上するにつれ大規模かつ急速な鯨肉離れと慣れ親しんでいた豚肉、鶏肉、牛肉などへの回帰が不可避となったからである。

鯨肉消費の急速な縮小均衡の結果として、日常的に鯨食を行なう地域もおもとして太地や和田などの限られた市町村とその後背地に舞い戻ることとなる。それは、本来の地域的伝統への回帰現象と言えよう。客体的要因としてはさらに以下のものが指摘されよう。

1972 年の国連人間環境会議開催に象徴されるように環境破壊問題への関心の増大と国際的な取組みが重視されるようになる。その一環として野生生物の国際的な大規模商業取引とそれがもたらすさまざまな問題が、大型鯨類やアフリカゾウをシンボルとして取りあげられる。1973 年 4 月には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約・

CITES）」が締結される。

鯨類に関しては大規模商業捕鯨活動に対する規制と禁止を求める主張と運動が欧米やオーストラリア、ニュージーランドなどの国々の内外で環境・野生生物保全 NGO、マスメディア、学界を巻き込んで高揚する。

そうした運動の影響は、国際捕鯨委員会（IWC）の構成国メンバーの増加や反捕鯨派の拡大、討議テーマの多様化としても反映される。その一つの結果として 1982 年の IWC 会議では 3 年後の商業捕鯨の禁止決議が採択される。

・二度の石油危機（1973 年、1979 年）による原油価格の高騰と国際海洋秩序の変容と沿岸諸国による「排他的経済水域（EEZ）」の設定、

次に主体的基盤の空洞化を列記すれば以下があろう。

・大手及び中堅捕鯨会社の経営悪化

ちなみに捕鯨産業の構造不況業種化については大手捕鯨会社自身による以下の注目すべき証言がある。

“南鯨捕獲枠の減少、鯨種別、海区別の規制などの強化、さらに北太平洋枠の減少にともない、ついに捕鯨 3 社（「日本水産」、大洋漁業、極洋）による南鯨 3 船団、北鯨 3 船団の維持は、採算上も不可能になった。”

（電通制作、『日本水産の 70 年』、日本水産株式会社、1981 年、p.197）

大規模商業捕鯨を取り巻く厳しい国内外の状況と将来展

望を当時の水産官僚が直視していたら全く違った政策選択—例えば小規模の沿岸捕鯨の存続第一路線への転換、そしてまた鯨類を生かした形で利用するホエール・ドルフィン・ウォッチングによる地域振興も可能であったろう。捕鯨を巡る客観的状況と水産庁の主要任務と重ねて見るなら政策転換の必要性は明らかであった。

だが水産庁が当初からこだわっているのは、遠洋での大規模な母船式商業捕鯨の存続であったので、政策転換は最初から想定外であったと考える。水産庁のキャリア官僚のこだわりには、予算、ポスト、許認可権、天下り先等の確保と言った庁益第一的、組織防衛的な思考行動様式も影響を与えたと思われる。

結局出された答えは、1975 年 7 月 28 日の、水産庁の行政指導を背景とする大手捕鯨会社 3 社と中堅 3 社の捕鯨部門の統合合意であった。それを受けて 1976 年 2 月 16 日に大手と中堅捕鯨会社の捕鯨部門を吸収、統合する形で新会社、「日本共同捕鯨」株式会社が設立される。

以上見たように 1970 年代半ばには早くも大規模商業捕鯨を国策として継続する客観的条件はすでに失われていた。

水産庁による捕鯨推進政策は、内外での新たな政治変動によってさらに厳しい状況に追い込まれる。まずそれらには上記した 1982 年 7 月の IWC 会議において 3 年後の商業捕鯨

を禁止する旨の決議採択があった。なおこの決定に対して、当時の鈴木善幸首相、(岩手県山田町出身の彼は、水産庁や水産業界との緊密な関係を背景に水産行政に大きな影響力を行使)は、同年11月に異議申し立ての閣議決定を行なう。

第2の要因としては、アメリカ国内での捕鯨反対運動の高まりを背景とした米国政府や議会側の法的・政治外交的手段による厳しい対応、があった。

しかし水産庁の商業捕鯨推進政策にとって最も大きな脅威となって現れたのは、むしろ第3の国内政治的要因であった。それは捕鯨問題に対する中曽根内閣(1982年11月―1987年11月)によるリアル・ポリティーク的な判断と決定であった。

それではこのほとんど語られることのない第3の要因について記したい。歴史的な捕鯨推進政策に対する中曽根政権による政策転換の試みは以下の行動に現れる。

・1984年11月の日米捕鯨協議、およびその政治・外交的結果としての翌月12月11日のマッコウクジラ捕獲に関する異議申し立て撤回に関する閣議決定。

・1985年4月5日には極めて重大な1988年以降の商業捕鯨からの撤退という閣議決定がなされる。

さらにだめ押しをするのかのような

・1986年7月1日の閣議でIWCの商業捕鯨全面禁止の異議申し立てを撤回する決定がなされる。

以上の商業捕鯨撤退のメッセージは、水産庁内の捕鯨存続派の立場を極めて苦しいものとした。それに加えて中曽根首相が、大規模「調査捕鯨」の実施による商業捕鯨の実質的な延命策に対しても厳しい姿勢で応じたことで、捕鯨存続派は危機的状況に追い込まれるのであった。

中曽根康弘首相(1982年11月～1987年11月)の政治・外交を特徴づけるのは、良きにつけ悪しきにつけ、ポリティカル・リアリズムのそれである。「新冷戦時代」におけるアジア、アフリカ等の反共独裁政権への支援強化、そして核武装のポテンシャル確保という軍事戦略的な意味合いも含めた上での1950年代半ば以降の原発推進政策への大きな関与も彼流の「現実主義」の産物であったと言える。

同政権による捕鯨推進政策の大転換を促した最大の要因は、捕鯨問題をめぐる内外の客観的状況の直視とそれによる捕鯨と国益との関係の見直しにあったと思われる。筋金入りのナショナリストであることを自他共に認める中曽根首相であったが捕鯨問題に関しては、以下に見るように当時の国際情勢、そこにおける日本の地位と役割、国策間における優先順位といったような「大きな絵」の中で冷静に向き合おうと

していた。

中曽根政権誕生4カ月前の1982年7月のIWC会議における商業捕鯨の3年後の中止決議採択。また同決議採択を背景にした米欧などでの反捕鯨運動の高揚があった。他方で国内での鯨肉消費の激減、捕鯨産業の空洞化、厳しい将来展望に改善は見られなかった。

さらに政策見直しを中曽根内閣に迫る、現実政治的な憂慮があった。それは、遠洋での大規模商業捕鯨の継続に固執することで、はるかに重要な国益の確保がむしろ妨げられる可能性が高かったからである。とくに日本の安全保障と発展にとって死活的と見なされた米国との友好・協力関係への影響である。

ちなみに1979年末に旧ソ連軍がアフガニスタンに侵入したのを契機に東西関係は、80年代半ばに至るまで「新冷戦」の時代に突入する。中曽根政権にとってレーガン政権そして英国のサッチャー政権との連携による西側陣営の友好協力関係の強化が何より重視されていた。

他方で1980年代前半、日米両国政府は、日本からの自動車、家電製品などの対米輸出攻勢にともなう深刻な貿易摩擦や次期戦闘機(FX)の開発・配備方式を巡る対立等に直面していた。

そうした状況下では、最早、内実の乏しい捕鯨維持論に安易に与して日米関係をギクシクさせる余裕は、日本政府側

にはなかった。

さすがの水産庁側もモラトリアムを無視しての遠洋での大規模商業捕鯨の続行は困難と判断し、1970年代後半以来検討してきた“調査捕鯨”を名目とした商業捕鯨の継続案の導入を模索する。だがこのサバイバル戦術に対しても既述したように首相官邸・官僚組織内部から憂慮、批判、抵抗が存在した。

この点について、当時、水産庁長官の座にあった佐竹五六氏は、その著書『国際化時代の日本水産業と海外漁業協力』（成山堂 1997年 p.113）で次のように述懐している。

（調査捕鯨の、注、引用者）”実施後、農水大臣が総理や外務大臣から、「アメリカとの間に余計な火種をまいてくれたねえ」と嫌みを言われる恐れのある決断を下すことは、長官としては簡単にはできなかったのである。当時の外務省渡辺経済局長—小生とは道沖韓国船操業問題対韓交渉で苦楽を共にした仲であり、長官になってからも、ニシン・スケトウ自由化交渉で、しばしば有益な助言をしてもらった—は、「佐竹さん、貴方との仲だから大抵の事はきくが、鯨だけは勘弁してくれ。これ以上、アメリカとの間でもめごとを増やされてはたまらない。」と顔を合わせるごとに言われた。“

捕鯨問題は、日本外交の基軸と見なされる日米関係にも大きな影を落としていたのである。

捕鯨問題は、さらに水産外交

自体にも否定的影響を及ぼすのであった。この点については、水産庁のキャリア官僚で「捕鯨村」の論客でもある小松正之氏を編著者とする『くじら紛争の真実—その知られざる過去・現在・そして地球の未来—』（地球社 2001年 p.56）で以下のように記す。

“1982年にIWCが捕鯨中止を採択した際、日本は異議を申し立てた。この権利はICRWに明記されており、異議を申し立てた国はIWCの決定に拘束されない。ところが、アメリカが黙っていなかった。「異議申し立てを撤回せよ。もしノーであるならアメリカの200海里内から日本漁船を追放する」との脅しをかけてきた。

当時我国は、アメリカ200海里内で467隻の漁船が、スケトウダラを中心に年間1300億円相当のサカナを獲っていた。

捕鯨の生産金額の10倍以上である。日本政府は苦渋の選択を迫られ、異議申し立てを撤回し、クジラを犠牲にしてサカナを取った。しかし、アメリカはそれから2年間で日本漁船をすべて自国200海里から追い出した。異議申し立てを撤回せずに捕鯨を続けていたら、サカナとクジラの両方を失うことはなかった。”

小松氏の「絵」は、アメリカの不当な圧力によって、日本はクジラのみならずサカナも失ってしまった、と描いている。そうした絵を見せられれば、感情的反発と被害者意識と捕鯨

は断固維持すべきだ、というような民族主義的なリアクションを示す日本人も少なくないのではない。

だが描かれていない重要な部分がある。というのは日本と言ってもその日本自体が「一枚岩」ではなかった事実である。上記した佐竹五六元水産庁長官の証言にもあるように自民党政府・官僚組織一般と水産庁とは、その持つ国益観について大きなギャップがあった。小松氏の庁益レベルの発想、対応で日米関係の維持、発展そして大きく多様で長期的な日本のナショナルインタレストが達成可能であっただろうか。

また水産業界内部でも巨大な北方漁業界と衰退著しい捕鯨業界の意向と利害は協調よりも対立的であったからである。ちなみにアメリカの200海里内での日本の漁業船団による大規模操業が困難となるのは時間の問題であったことに注意したい。

日米対立といった単純な「二分法」、不当な圧力で捕鯨断念を迫られる犠牲者としての日本、批判されるべきアメリカの問題行動、といった描き方も日本の政界、官界、業界が分裂していた事実、さらには、中曽根内閣の政策見直しの動きを想起するならミスリーディングと言わざるを得ない。

次に小松氏の絵では、捕鯨問題での中曽根政権の対応があたかも受動的、宥和的であったかのように描いていることにも疑問符が付く。そのわけは、

日米間の摩擦を極小化し協調と連帯を最大化させる、といった中曽根流のリアリズムで主体的に懸案の捕鯨問題に対応した、と考えるからである

国益と捕鯨との関連で補足すべきは、日本の政治大国化を視野に入れた中曽根政権にとって、国際社会における威信と肯定的なイメージを増大させることも大きな意味を持っていた。

1982 年のモラトリウム採択後の国際社会で内実も展望もないままに商業捕鯨維持を声高に主張し続けることは、対米関係や西側陣営諸国との友好と連帯、さらには上記した日本の威信とイメージ増進実現といった大きな国益とは相容れなかった。

前掲の『国際化時代の日本水産業と海外漁業協力』（p.115）には、佐竹五六・元水産庁長官による以下の記述がある。

“総理は、ホワイトハウス周辺で日本の要人を迎える環境団体のハリボテを取りあげられ、「あれはみつともない。あんなことのないようにせよ。」といわれた。「まあ、あまり、アメリカの環境団体を刺激するな」との御趣旨と受けとった。”

注目すべきは、この 1984 年秋から 87 年秋に至る期間における中曽根内閣による大規模商業捕鯨からの撤退に至る政策決定を当時の与野党とその議員たち、官僚組織一般、そして国内世論も冷静に受け止めていたことがある。

当時の国内状況について共同船舶社長の高山武弘氏は次のように証言している。

“モラトリウムが採択された 1982 年頃までは捕鯨問題への対応は、捕鯨業界だけで行なっていましたが、その後クジラがなくなるにつれて、日本の鯨食文化の灯を消すなということで流通関係の人々が心配し、全国各地に捕鯨を守る会ができ、決起集会などが開かれました。それに参加して下さった国会議員の方々が「我々も何かなくては」ということでできたのが、自民党の捕鯨議員連盟で、その翌年から 2 名ずつ IWC 会議に出席いただき現在に至っています。”（日本鯨類研究所、『日本鯨類研究所十年誌』、日本鯨類研究所、1997 年、p.6）

だが中曽根政権による現実政治的な政策転換は、与党自民党内の抵抗勢力の結成と影響力増大によって骨抜きとされる。その過程で大きな役割を演じたのは水産庁内の捕鯨存続派と緊密に連携した自民党内の水産関係の族議員集団であった。族議員とは、“特定の政策分野に詳しい知識を持つ議員が、関係する省庁（官）や業界団体（業）の利益を代弁する見返りとしてカネや票を集める存在”、として規定される。（朝日新聞社、「週刊朝日」、2002 年 3 月 1 日号、p.23）とくに 1985 年 5 月 28 日にわずか 18 名で結成された「自民党捕鯨議員連盟」が果たした政治的役割は大きかった。

その要因としては、まず農林水産大臣の現職や経験者等の党内実力者を多く含んでいたこと、次に素朴な“郷土ナショナリズム”感情に強く訴える手法によって自民党内の理解者、支持者を拡げたこと、さらに水産庁、外郭団体、水産業界、捕鯨に関連する地方自治体、議会、一部のジャーナリスト、学者などにより構成される「捕鯨村」の支援も得たこと、最後に捕鯨村の支援を得た捕鯨存続キャンペーンにより世論を喚起しそれを自民党内の異議申し立て活動に利用したことが指摘される。

それでは、水産経済新聞編集協力、『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』（2006 年 7 月）の記述を手がかりに捕鯨問題の“再政治”化、捕鯨政策の“再国策化”に至る過程を浮き彫りにしたい。

時期的な焦点は 1982 年 7 月 23 日の IWC モラトリウム決議採択後から 1986 年 12 月 23 日調査捕鯨船団の出港までの期間における政治展開におく。上記したように 1982 年 11 月 2 日、鈴木善幸内閣は、IWC 決議に対し異議申し立ての閣議決定を行なう。この時期は、未だ捕鯨存続派が永田町と国会で優勢であった。だが、中曽根康弘内閣の登場後、捕鯨は、“脱政治問題”化、“脱国策”化の対象とされる。

そうした国内での動きと並行して反捕鯨の旗頭であるアメリカ政府との間で“商業捕鯨

からの撤退”化に向けての交渉を積極化させる。

それが顕著に現れた時期は、上記した 1984 年 11 月の日米捕鯨協議でのマッコウクジラ捕獲に関する異議申し立て撤回から 1986 年 7 月 1 日の IWC の商業捕鯨全面禁止の異議申し立て撤回に関する閣議決定の間と考える。

中曽根政権の政策転換に危機感を持った捕鯨存続派の巻き返しを以下に列記しよう。

・マッコウクジラ捕獲に関する異議申し立て撤回という閣議決定の直後である 11 月 30 日に長谷川秀雄大都魚類株式会社会長を代表とする「捕鯨を守る会」が捕鯨関連の企業・団体・地方自治体等を結集させた形で設立する。

・翌 1983 年 7 月 14 日には、「捕鯨を守る会」中曽根首相、外相、農林水産相に捕鯨業の存立確保についての百万人署名を提出する。

水産庁自体の動きで注目されるのは、1983 年 10 月 25 日の「捕鯨問題検討会」の設置である。「同検討会」は、1984 年 7 月 30 日に結論をまとめ佐野宏哉水産庁長官に提出する。答申内容の骨子は、次のように極めて興味深いものであった。

“現状では商業捕鯨の維持は困難とし、南氷洋については科学的調査捕鯨、沿岸捕鯨については生存捕鯨の実施。”

（前掲『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.161）

南極海や北西太平洋での日

本の調査捕鯨が“疑似商業捕鯨”と内外から厳しく批判される場合が多い。だが上記の率直な報告に従えば、科学的調査捕鯨とは、正に商業捕鯨を実質的に担保するための“トロイの馬”と当初から考えられていたことが分かる。

したがって捕鯨存続派にとって“調査捕鯨”を米国レーガン政権のみならず中曽根政権からも了承されることが、目標実現にとって不可欠となる。

だが中曽根首相は、遠洋での商業捕鯨の存続のみならず「調査捕鯨」形式・方法での“疑似商業捕鯨”案にも極めて消極的であった。

そうした状況下に 1985 年 5 月 28 日に自由民主党捕鯨議員連盟が結成されるのである。同議員連盟規約、第 2 条、“本連盟は、捕鯨の再開と存続をめざし、これに関連する施策の実現を図ることを目的とする”

（前掲『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.148）

同議員連盟の背景や活動方針について会長の玉置和郎氏（和歌山二区）と会長代行の菊池福治郎氏（宮城二区）は、5 月 28 日の記者会見で次のように述べる。

“捕鯨議員連盟の結成は遅きに失した感はあるが、捕鯨産業を地元を抱えたわれわれとしては、座して死を待つことはできない。党の正式機関として水産部会と捕鯨対策小委員会があるが、いろいろ制約があって自由な行動が取れない。党の機

関とは別に動いて内外に捕鯨に対する認識を広め、政治問題化する必要がある。

このような背景から捕鯨と関連のある地域出身の議員に呼びかけ、とりあえず十八人で連盟を発足させた。“（前掲『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』pp39 - 40）

以上の発言からは、当時の中曽根内閣のみならず自民党の正式の政策形成機関である政務調査会においても、彼らとは別の政治意思があったことが分かる。言い換えれば、自民党政権内部においても捕鯨存続は、もはや国家レベルでの重要な政治問題とは見なされない状況があったことが明らかとなる。

中曽根内閣が 1986 年 7 月に向けて IWC の商業捕鯨全面禁止の異議申し立て撤回に向けて閣内合意を進めている中で、捕鯨議員連盟は 1986 年 4 月 4 日の総会で、以下の基本方針を決定する。

（イ） わが国の捕鯨は絶対に守る。

（ロ） 米国内の捕鯨裁判の結果如何に拘らず、日米政府間の捕鯨取決めは実現させる。

（ハ） 次年度以降の調査捕鯨は、将来の捕鯨再開に貢献し得るような規模および内容のものとする。

（ニ） 沿岸捕鯨については生存捕鯨として実施する。

（ホ） 抜本的な IWC の正常化を図るために、締約国政府による条約会議の開催を推進する。

(ヘ) 以上の各方針が満たされない場合、IWC 脱退もあり得る。

(前掲、『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』、pp68 - 69)

上記の基本方針で注目されるのは、(ロ) 以外は、今日の捕鯨政策の基本方針と重なっていることである。とくに(ハ)は重要と考える。と言うのは、当初、水産庁から調査捕鯨対象数として提案された875頭という数字が“中曽根首相からは、調査捕鯨について、「875頭は素朴な感じとして多過ぎる。アンフェアという印象を与えないように」との指示があった。”(佐竹五六『国際化時代の日本水産業と海外漁業協力』、p.115)

その結果、水産庁は、捕獲頭数枠を約三分の一の300に削減することを余儀なくされた。1987 年度の実際の捕獲頭数は、273 頭。

だが1987 年末以降の捕鯨存続派の復権にともない捕獲頭数と対象種も次第に拡大される。対象海域も南極海のみならず北西太平洋にも広がるのである。

次に当時の同捕鯨議員連盟の具体的な活動戦略について紹介する。

(イ) 政府当局との連携の下に、内外にわたって基本方針の推進を図る。

(ロ) 捕鯨国、非捕鯨国を問わず、IWC 加盟国に対し議員ミッションを派遣する。

(ハ) IWC 加盟国の担当高

官をわが国に招待する。

(ニ) 今年の IWC 年次会議に議員を派遣する。

(ホ) 国内世論の強い支持と国際世論の理解を得るために、議員連盟の活動その他捕鯨存続にかかる運動について広報宣伝活動を展開する。

(前掲、『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』、pp68 - 69)

当面の施策(イ)で言う政府当局とは、もちろん“同床異夢”の中曽根内閣ではなく捕鯨存続派の水産庁である。

首相官邸や外務省の意向は、言わば“関東軍”的に無視して“捕鯨は絶対に守る”ための活動を水産官僚とともに展開する、という姿勢がここに表現されている。

(ハ) では招待外交として(ホ)は世論対策として水産庁が長年にわたって取り組んできていた施策であった。

(ロ) と(ニ)の施策は、“二元外交”となることは承知の上で捕鯨問題に関与する諸国の政策決定者をターゲットにした「訪問外交」と「招待外交」の両方で“族議員外交”を積極的に展開せんとするものであった。この議員外交においても、水産庁が持つ水産外交の豊富な経験と情報とネットワークから大きな支援を得ることとなる。

だが捕鯨議員連盟のこの時期における活動の焦点は、上記したように外国よりも国内、とくに捕鯨断念の空気が支配的となっていた自民党政権内部

に向けられる。

そのわけは、遠洋での大規模な「調査捕鯨」を自民党政党内でなんとか認めさせることが実質的な捕鯨復活を担保させることに繋がっていたからである。

言い換えると当時国会で圧倒的な多数派を構成していた自民党の決定が国会の決定、つまり日本の決定となる仕組み、構造があった。したがって自民党の政策形成に重要な役割を演じていた政務調査会、一捕鯨政策は水産部会一での捕鯨存続派の復権が大きな意味を持っていた。

捕鯨議員連盟の攻勢は、中曽根政権の脱商業捕鯨化路線に抵抗する形で1987 年夏から秋にかけて激化する。同年7 月15 日の捕鯨議員連盟総会では、捕獲調査、生存捕鯨実施への政府への働きかけを再確認する。

突破口は、7 月28 日に訪れる。そのわけは、自民党政務調査会水産部会が、捕鯨議員連盟の捕獲調査と生存捕鯨実現に関する要望を受け、満場一致で採択したからである。

田名部匡省水産部会長は、中曽根首相、自民党三役、加藤農林水産相、倉成外相に申し入れを行なう。しかし中曽根内閣は、調査捕鯨に対して依然として慎重な姿勢を崩さなかった。

そのため捕鯨議員連盟は、その後も中曽根首相に対する要請活動の継続を余儀なくされる。

9月8日、菊池福治郎会長代

行、玉沢徳一郎議員、自民党代議士会の席上で中曽根康弘首相に捕獲調査の実施を要請。この間、国会では、以下に見るように野党 4 党の協力も得て中曽根政権に対する攻勢が同時並行的に展開される。

1987 年 7 月 23 日、自民党捕鯨議員連盟はじめ、社会、公明、民社、共産の 5 党代表の呼びかけによる「捕鯨問題議員懇話会」開催。それを受けた 7 月 29 日の衆議院農林水産委員会、今漁期からの鯨類捕獲調査実施決議を全会一致で採択。（前掲、『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.163）

1987 年漁期からの調査捕鯨実施の実現を中曽根内閣に認めさせたことの自民党捕鯨議員連盟の貢献について日本捕鯨協会会長代理の高山武弘氏は以下のように述べている。

“とくに忘れてはならない大切な思い出は、議員連盟、水産部会を経て、衆議院の農水委員会で二回ほど決議文を可決していただいたことです。一つは議員連盟設立当初、つまり商業捕鯨が禁止になった 87 年に、調査捕鯨を実施するようとする決議が行なわれ、その決議文に、「本年から」という言葉が入れられました。もう一つは、日本で IWC 会議を開催するようとの決議です。このお陰で、1987 年から、南氷洋でミンククジラ三百頭を対象とした調査が始まりました。その調査捕鯨も、今では、南氷洋でナガスクジラ 10 頭、ミンククジラ 850 頭、北西太平洋ではイワシクジ

ラ 100 頭、ニタリクジラ 50 頭、ミンククジラ 220 頭、マッコウクジラ 10 頭を捕獲するまでに至っております。一方、IWC については一九九三年には、決議の通り、京都で第 45 回 IWC 年次会議が開催されました。

— 中略 —

今日、日本がこうして調査捕鯨を続けていられるのは、自民党捕鯨議員連盟の諸先生のご支援の賜物といっても過言ではありません。“（前掲、『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』pp103 - 104）

自民党捕鯨議員連盟は数的には少数派であった。だが、「捕鯨村」の支援を背景とした自民党政務調査会水産部会、自民党代議士会での多数派工作さらには野党の捕鯨関係議員を巻き込んだ衆議院農林水産委員会での超党派的連携によって調査捕鯨の了承と実施に有利な政治状況を構築するのである。

中曽根政権の後を継いで竹下登政権が誕生したのが 1997 年 11 月 6 日である。この政治変動が調査捕鯨の了承と実施に及ぼした影響に関し前述の佐竹五六氏は次のように記す。

“総理が中曽根さんから政治手法を全く異にされる竹下さんへ変わられたことも幸いした。”（佐竹五六『国際化時代の日本水産業と海外漁業協力』p.119）

中曽根首相の政治主導型と比して竹下首相を特徴づける

政治手法は官僚組織に依存した利益調整型であったことが、佐竹氏に“幸いした”、と言われしめたと考える。

調査捕鯨のハードルは、1986 年 6 月の第 38 回 IWC 会議で、「捕鯨国の独自の判断で継続」が合意されたことによって国際的にも低くなった。水面下では、調査捕鯨の実施体制づくりが水産庁によって言わば見切り発車的に着々と進められる。1987 年 10 月 30 日には、日本捕鯨協会・鯨類研究所を土台として「日本鯨類研究所」が設立される。また 11 月 5 日には、日本共同捕鯨を衣替えする形で「共同船舶株式会社」が樹立される。前者は、水産庁の委託を受けて実施する調査捕鯨において調査と研究を担当。また日本鯨類研究所は、調査・研究活動に加えて“副産物”とされる鯨肉の国内流通、捕鯨と鯨食促進のための教育啓発と広報宣伝を行なう。後者は、調査捕鯨に必要な用船と人材の提供さらに現場での捕獲と解体処理、国内での鯨肉販売を担当する。

1987 年 12 月 22 日、竹下内閣は、南極海での調査捕鯨の実施を決定する。それを受けて翌日の 23 日に「調査捕鯨」船団が出港するのである。こうして国策としての捕鯨推進政策が劇的な形で息を吹き返すのであった。

以来、国会内や官僚組織内での捕鯨推進派の影響力は、京都で 1993 年 5 月に開催された強い民族主義的熱気を帯びた

第45回IWC会議開催を跳躍台として拡大を遂げ今日に至っている。

2006年6月時点での自由民主党捕鯨議員連盟のメンバー数は、89名となる。ちなみに2009年12月現在の民主党捕鯨対策議員協議会のメンバー数は58名である。

（日本捕鯨協会「勇魚通信」Vol.41,2010年2月）

第3期の日本の捕鯨推進政策を特徴づけるのは、時間の経緯とともにより強硬、非妥協的、一国行動主義的なものとなりそれが今日まで続いていることである。言い換えると第3期の政策とスタンスは、中曽根政権による脱政治化、脱国策化に対する族議員集団の反発、抵抗そして勝利の延長線上にある。

捕鯨推進勢力の強みは、永田町と霞ヶ関に関する限り捕鯨推進でコンセンサスが出来上がっていることである。もっとも省庁内部そして相互間には見解と利害の相違が潜行している可能性はあるが。

とは言え、脆弱性が無い訳ではない。第一のアキレス腱は、本稿で提起した遠洋での大規模商業捕鯨を支える国内的基盤がさらに空洞化している事実である。産経新聞記事は2005年度の状況について次のように指摘する。

“鯨肉消費量は約7300トン。食肉消費量376万トンの0.2%にすぎず、マグロ消費量50万トンと比べても1%

ほどだ。”

（産経新聞2006年3月6日版）

”しかしながら近年は、調査捕鯨の拡大による鯨肉供給の増加や長引く不況にともなう鯨製品の価格低迷、さらには燃油の高騰によって小型捕鯨業の経営は悪化を続け、平成十三年度以降は全ての小型業者が赤字に転落し、現在も小型捕鯨業者の経営は危機的状況が続いております。”

（『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』p.34）

第二のそれは、捕鯨推進派が吹く笛に合わせて国民一般が踊ってくれない現実である。政・官・業による鯨肉消費拡大キャンペーンや学校給食への鯨肉メニューの導入にもかかわらず、鯨肉を買わない、食べない人々がほとんどで、そうした傾向は世代交代を背景に今後より強くなることが予想される。言い換えると捕鯨議員集団と水産庁が政策決定の「司令塔」を掌握していても国民の大多数の関心、判断、対応は、水産庁一座のそれとは大きなギャップが存在するからである。

そうした文脈で言うと例年、南極海で繰り返されるシー・シェパードによる調査捕鯨船団に対する妨害活動は、日本国内での素朴な民族主義的反発を呼び起こす可能性があり水産庁や捕鯨議員グループにとっては、むしろ“天恵”となっている。

（欧米の反捕鯨運動に対する素

朴な民族主義的な反感を、水産庁などが政治・外交資源として上手く世論誘導に使っている構図、「反・反捕鯨」については、石井 敦編著、『解体新書捕鯨論争』新評論 2011年参照）

言葉と現実とのギャップが大きくなった場合、普通は現実から言葉を再定義して代案なり出口戦略を探す。だがそれを受け入れない場合には、より強く民族感情に訴える言葉や認識操作、争点操作のためのレトリックに頼らざるを得なくなる。だが民族主義的熱情や「政治神話」に依存して政治・外交問題を捉え、その解決を大衆操作、大衆動員とともに図る場合には大きなリスクもある。

それはナショナリズムがひとたび暴走し始めると火をつけた当事者にも制御が困難となり代償も大きくなる場合があるからである。

それこそ自民党捕鯨議員連盟と民主党の捕鯨対策議員協議会等のメンバーが直面しつつあるジレンマではないだろうか。

もっともこの場合、制御困難なほど熱くとなっているのは、捕鯨族議員集団自体であって国民一般ではないことに注意したい。

結語に代えて

以下では、水産庁と国会内の少数の捕鯨議員集団が遠洋での大規模商業捕鯨推進を国益として正当化させる論拠とそ

の当否について検討を試みる。手がかりを外務省経済局漁業室の以下の突然の新たな性格付けと所属変更に求め考察する。

外務省の中で捕鯨問題を担当してきたのは“国際漁業問題に係る外交上の総合政策の企画立案”を任務とする漁業室である。

注目すべき事実は、漁業室は、経済局の中の漁業室という位置づけであった。しかし2004年に行なわれた機構改革により漁業室は、経済局に新設された「経済安全保障課」に移行される。

その理由について外務省当局者は、興味深いことに、“捕鯨は、日本の経済安全保障に直結する資源問題である”からと説明する。

（外務省経済局経済安全保障課漁業室担当官への筆者による2005年6月の電話インタビュー）

しかしおそらく誰もが抱く以下の疑問に関して、納得のいく説明はなされていない。

第一に、たかだか数千トンの鯨肉を確保することがなぜ、日本の経済安全保障に直結する問題と見なされるのか。

第二の疑問は、いつ、どこで、なぜ、誰が、何を根拠に、どのような過程を経て漁業室の所属が経済局経済安全保障課に変更されたのか、である。

前者に関しては、“不当な外圧”と“ドミノ論”的な認識を重ね合わせる形で正当化されていると考える。その論理は、

次のような構造を持つ。

① 世界の野生生物は、持続可能的に利用すべき資源である。

② 世界の野生生物資源に対する日本の自由なアクセスと利用が困難になってきている。

③ その要因は、外部、とくに欧米諸国、野生生物保全 NGO、及びそれらの影響下にある国際組織からの不当な干渉と圧力にある。

④ 日本は、理不尽な干渉と圧力には、毅然と対処すべきである。

⑤ 対象種（クジラ、アフリカゾウ、ウミガメ、サメ、マグロ、木材等）が何であれ、ひとたび日本が圧力に屈してしまえば、その影響は、さまざまな種にドミノ的に波及する。

⑥ その結果は、野生生物資源の長期的、安定的な供給と利用を困難とさせ日本経済と国民生活に大きな打撃を与える。

⑦ したがって野生生物資源一般へのアクセスを担保することは日本の経済安全保障問題と密接に関連する、というものである。

以上の論理、理解において“捕鯨は日本の経済安全保障に直結する資源問題である”とされ漁業室が「経済安全保障課」に移されたと判断する。

それでは次に第二の疑問、いつ、どこで、誰が、どのような過程を経て漁業室の所属を新設の経済安全保障課としたのか、について問題提起的に述べたい。

漁業室が2004年に新設された「経済安全保障課」に配置

されたことは、永田町や霞ヶ関全体に及ぼした政治的、外交的影響は大きかった。つまりこれにより政府・水産庁主導の捕鯨政策には、国益としてのそれ、として最終的なお墨付きが与えられ省庁間でも異論、反論が出来なくなるとともに対外政策的にも公的な意思一致の枠がはめられたからである。そうした政治展開は、官報ジャーナリズム的な日本のマスメディア一般にも多大な影響を与えたと考える。

となると2004年の外務省の機構改革における漁業室の経済安全保障課への編入過程を究明することが重要となる。だがこの件についての関連資料は、外務省の情報開示に対する固い姿勢とメディア側からする独自の調査報道の乏しさにもより極めて限られている。したがって以下では筆者なりの分析枠組みを提示するにとどめる。

関係していると思われる出来事としては、以下がであろう。

“2003年6月にベルリンで開催された第55回IWC年次会合でIWCの機能を鯨類全面保護の方向に根本的に変質させる保護委員会の設立を求める決議（ベルリン・イニシアチブ）が可決された。”

（水産庁プレスリリース 2003年6月20日、第55回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合結果）

“ベルリン会議の結果を受けて捕鯨議連（注、自民党捕鯨議員連盟、引用者）の総会が六月

二五日に開催され、各議員からベルリン・イニシアチブに対する激しい非難の発言があり、IWC 脱退、分担金の不払いなどの意見も出た。また外務省に対し IWC 加盟国への高レベルでのアプローチ、反捕鯨国への ODA 供与状況のチェックなどの要請があった。”

（前掲『自民党捕鯨議員連盟の二十年』、p124）

自民党捕鯨議員連盟は 7 月 16 日に総会を開催、ベルリン・イニシアチブを非難する声明文と今後に向けての対応策を協議、次のとおり発表した。

“捕鯨問題は、水産資源の持続的利用と人類の食料確保のあり方、さらには、民族固有の文化にかかわる基本的かつ重要な問題である。また国際捕鯨取締条約は、鯨の保存と捕鯨産業の発展を目的とするものである。しかるに、今次第五十五回国際捕鯨委員会は、加盟国の半数に及ばんとする多くの国が反対する中で条約の趣旨に反し、鯨類の保護のみを目的とする保護委員会設立決議案が可決されるなど、極めて遺憾な結果に終わった。もはや国際捕鯨委員会は、加盟国間の対話さえ成り立ち得ない以上な事態に陥ったと言わざるを得ない。よって、われわれ自由民主党捕鯨議員連盟は、かかる事態を打開するため、国際捕鯨委員会からの脱退を含めた対応策について、別紙のとおり検討しつつ、政府を督促し捕鯨の再開を期することを決意する。

【別紙】

一、IWC 委員会対策 -略-

二、関係国対策-略-

1 途上国対策-略-

2 先進国対策-略-

3 その他-略-

三、国内対策

1 マスコミへの対応強化

2 現行 PR 活動の効果検証

3 鯨肉流通販売体系の透明化及び販売方法の改善

4 南氷洋捕獲調査の拡充

5 太平洋沿岸及び日本海での捕獲の実施拡大

6 水産庁をはじめ行政における捕鯨対策体制の強化 “

（前掲、『自由民主党捕鯨議員連盟の二十年』、pp125 - 127）

以上の主張で重要と考えるのは、遠洋での大規模商業捕鯨の推進に対する強い「政治意思」の存在と、“政府を督促し捕鯨の再開を期することを決意”及び国内対策の6“水産庁をはじめ行政における捕鯨対策体制の強化”の箇所である。

2003 年7月時点でそうした戦略構想があれば、2004 年からの外務省の機構改革と「経済安全保障課」の新設とそこへの漁業室の配置といった対応も可能であったと思われる。

いずれにしても捕鯨推進政策は、永田町のみならず霞ヶ関においても国策としての地位を与えられるのである。1985 年以來の“捕鯨問題の政治化”の一つの不幸な到達点であった。

この問題については、今後、外務省内に設置されている記者クラブである「霞クラブ」加盟のジャーナリストによる客観的事実の発掘と報道が、外交の民主的コントロールの観点からも強く望まれる。

最後に上記した不当な外圧論、ドミノ論に基づく経済安全保障論とその文脈における捕鯨推進政策維持について、いま一つの国益論から考察したい。

例えば、資源の種類と日本経済・社会への重要度とニーズから国益論を以下のように再構成出来ないだろうか。

第1に経済大国ニッポンの維持と発展にとって死活的な重要性を持つ石油やレアメタル等の資源がある。第2に国民生活の維持に欠かせないサケ、ニシン、タラ、エビなどの魚介物や木材、パルプなど、大量かつ日常的に消費される野生生物資源がある。

以上のレベルの資源問題に対して(持続可能性や広義の環境問題に留意しつつ)経済安全保障政策の観点から接近し対応せんとすることは、理解出来るよう。

だがこの第2のカテゴリーには、国民生活一般においてもはやニーズも重要性も失った鯨肉、象牙、ベッコウ、サンゴなどの野生生物資源が重要な大衆魚や木材などの資源と同列的に扱われている。

言うまでもなく、これらの資源量、市場規模、担い手も経済大国の日本では極めて小さく、

また将来展望も厳しい。

したがって経済安全保障の文脈で捉える場合、第2のカテゴリからは別個にして考え対処すべきであろう。さらに別扱いが妥当な野生生物群の多くが、数的激減と生態系破壊により国際的な保全の対象とされていることも考慮すべきであろう。

その点で留意すべきは、1946年から1960年代始めにおけるシロナガスクジラ、そして1960年代初頭から1980年代後半におけるアフリカゾウの激減には日本の関与と責任も見すごすことは出来ない。(小原秀雄『野生動物消費大国ニッポン』岩波書店、1992年、参照)

したがって政策科学的には、鯨肉、象牙等の野生生物資源は、当面、資源外交の対象から外すなり大幅に縮小して、日本が率先して保全や密猟、密漁防止のための対策や消費者教育や生態系の修復のための援助、さらにはこれらの野生生物の部材を資源として使う中小零細の伝統地場産業への働きかけと財政支援などに政策をシフトさせることが国内的にも国際的にも現実的と考える。

捕鯨政策の場合、それは、遠洋での大規模商業捕鯨再開路

線からの沿岸での小規模商業捕鯨への劇的な転換となろう。捕鯨や鯨食は、実情に合わせて、国益ではなく限られた地域社会益、限られた市場のニーズに対応するものとなろう。

また沿岸捕鯨に従事していた市町村でも、ホエール・ドルフィン・ウオッチング柱とする観光、環境教育を地域再活性化の一手段として成功させ“新たな伝統”を形成しつつある事例が少なくない。したがって路線転換後においては、政府は、従来の中央主導ではなく沿岸捕鯨に関与している漁業者や地域コミュニティの自主性や柔軟な対応を尊重しその自助努力を、時間をかけて支援する必要があるだろう。

そうした内外両面にわたる政策転換は、IWCやCITESなどの国際機関及び加盟国から高く評価されるであろう。また国際社会での日本のイメージと威信の増進に大きく寄与することは疑いない。

国際協調主義的対応は、上記の海外からの日本への水産物や林産物などの安定供給問題にとっても好ましい国際環境を提供することとなろう。

2011年9月3日に野田佳彦政権が発足する。同政権の捕

鯨問題への対応はどのようなのであろうか。

それに大きな示唆を与える2009年12月4日版の水産経済新聞に、“政権交代後初の総会一民主党捕鯨対策議員協議会”というヘッドラインの記事がある。同記事の最後に、“一部役員の改訂も行なわれ、新たに安住淳副会長、大畠章宏副会長、藤村修副会長が就任したほか、新ポストの事務局次長には米長晴信衆院議員が就いた。赤松広隆副会長、野田佳彦副会長、細川律夫副会長は退任した。”と記されている。

明らかとなるのは、野田首相と藤村官房長官さらに安住淳財務大臣の3人のキーパーソンが捕鯨対策議員協議会の前と新の副会長であるという事実である。野田首相の対応は容易に想像出来よう。

興味深いのは、ナショナリスト、愛国主義者の中曽根首相が、国益のために民族主義と切り離して大規模商業捕鯨からの離脱を試行したことである。そうした歴史から野田首相も多くを学び、自省し、政治的リーダーシップを発揮すべきではないだろうか。